

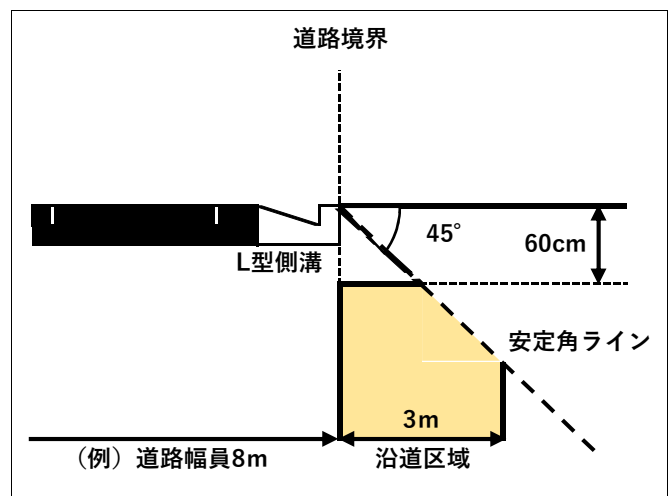
## 沿道掘削施工協議書作成要領

江東区が管理する道路では、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路法第44条の規定に基づき沿道区域が指定されています。その区域内で行われる60cm以上の掘削工事については、事前に施工協議が必要となります。

### 1 沿道掘削施工協議が必要な区域

下表の沿道区域内において、60cmかつ45度の安定角ラインより深く掘削する場合は、協議の対象です。

	前面の道路幅員	沿道区域
A	20m以上	5m
B	6m以上 20m未満	3m
C	6m未満	道路幅員の1/2



### 2 協議書の記載方法

別記第1号様式（第4条、第5条関係）

沿道掘削施工協議書		① 年 月 日		
江東区長 殿	協議者	住 所		
		法 人 名		
		氏 名 (代表者)	②	
		現場担当者 及び連絡先	電話	
下記のとおり沿道区域を掘削したいので、関係図書を添付の上、協議します。				
工 事 名	③			
掘 削 場 所 (住居表示)	江東区	④		
掘 削 範 囲	掘削延長	⑤ m	掘削深度	⑤ m
掘 削 期 間	年 月 日 から ⑥ 年 月 日			

① 年月日については、提出年月日を記入してください。

② 協議者については、氏名・法人名・氏名（代表者）、現場担当者及び連絡先を記入してください。押印は不要です。  
なお、協議者は原則施主（事業主）ですが、施工者が協議する場合は、施主からの委任状を添付してください。

③ 工事名については、「〇〇ビル新築工事」等、具体的に記入してください。

④ 掘削場所については、住居表示で記入してください。

#### ⑤ 掘削範囲について

(1)掘削延長…沿道区域内における山留の延長を記入してください。

(2)掘削深度…沿道区域内における道路地盤（GL）から根切りの深さを記入してください。

#### ⑥ 掘削期間については、杭打ちから埋戻しまでの期間を記入してください。

### 3 協議書類

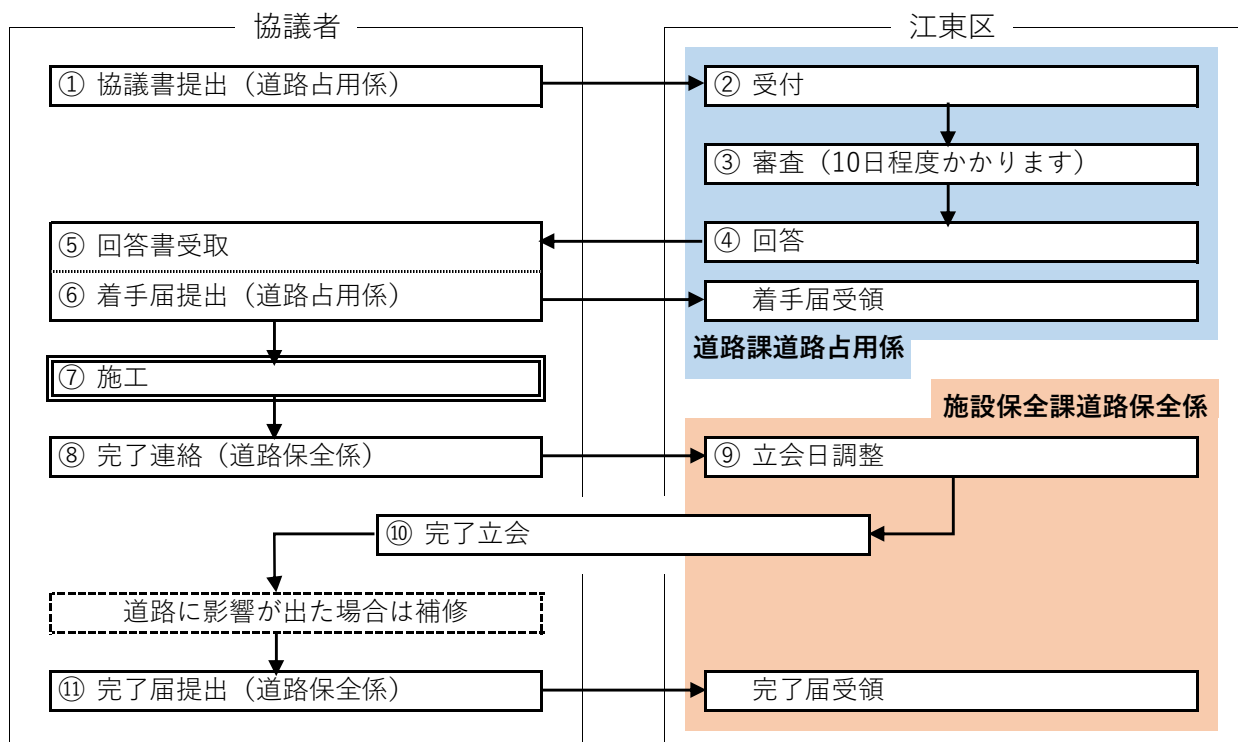
以下の書類を各3部提出してください。（\*の様式はホームページで公開しています）

【ホームページ】江東区トップ>環境・まちづくり>道路・橋>道路一般>沿道掘削施工協議  
<https://www.city.koto.lg.jp/470209/machizukuri/dorohashi/doro/8735.html>

- (1) 沿道掘削施工協議書 \*
- (2) 誓約書 \*
- (3) 委任状 \* …協議者が施工者の場合は必要
- (4) 添付図書
  - ① 案内図
  - ② 工事仕様書 \*
  - ③ 建築確認書通知書（写）
  - ④ 根切及び山留仕様書 \*
  - ⑤ 山留計算書 …杭頭の変位量は30mm以内
  - ⑥ 根切図及び根切・山留断面図
  - ⑦ 基礎伏図
  - ⑧ 建物1階平面図
  - ⑨ 現況写真 …L型側溝・境石等の沿道状況をカラー撮影

### 4 協議・施工・完了のながれ

協議から回答まで約10日程度かかります。余裕をもって協議してください。



### 5 連絡先

(1) 協議書の提出・着手に関すること

道路課道路占用係 03-3647-9689  
江東区東陽4-11-28 (防災センター3階)

(2) 施工の完了・立会に関すること

施設保全課道路保全係 03-3642-5004  
江東区木場2-11-1 (道路事務所内)